

学校体育施設等使用上の注意

体育館

- 目的以外の使用は、一切禁止します。
 - 体育館内では、飲食を行わないで下さい。
 - 体育館周辺で飲食を行う場合は、ゴミ等は必ず持ち帰って下さい。
 - 学校敷地内は全面禁煙です。敷地内での喫煙は絶対にしないで下さい。
 - ボールを天井や壁に投げつけたり、蹴り上げたりしないで下さい。
(フットサルの利用は禁止です。)
 - 器具等を利用した場合、利用後は元に位置に戻して下さい。電気ストーブ等ヒーター機能を有する器具をはじめ、石油ストーブ等火災の原因となる器具類の持ち込みはできません。
 - 施設内にあるものを破損した場合は、翌朝 10 時までに学校長に報告し、全て使用者の責任で弁償して下さい。
 - 会場使用後は、モップ掛けを行う等きれいに掃除して下さい。また、トイレは各自が正しく利用し、清潔な状態を保つようお願いします。
トイレ等の照明についても、消し忘れがないよう注意して下さい。
- ※緊急連絡先：教育政策課（３３－６１３１）

グラウンド（夜間照明）

- 目的以外の使用は、一切禁止します。
 - グラウンド内への車両（自転車を含む）の乗り入れは禁止します。
 - 飲食物のグラウンド内への持ち込みは禁止します。
 - 火気の使用は禁止します。
 - 学校敷地内は全面禁煙です。敷地内での喫煙は絶対にしないで下さい。
 - 植木鉢、窓ガラス、屋根瓦等が破損する場合があるので、校舎や民家に向かってボールを蹴ったり、投げたりしないで下さい。
 - サッカーゴール等を移動して使用する場合は、使用後は元に位置に戻して下さい。また、児童・生徒の安全のため、ゴール固定金具は必ず使用前の状態に戻して下さい。
 - 施設内にあるものを破損した場合は、翌朝 10 時までに学校長に報告し、全て使用者の責任で弁償して下さい。また、学校施設及び近隣家屋等に損害を与えた場合にあっても同様とします。
 - 使用後はグラウンドを整備し、周囲の清掃を行い、ゴミ等は必ず持ち帰って下さい。
また、トイレは各自が正しく使用し、清潔な状態を保つようお願いします。
トイレ等の証明についても、消し忘れが無いよう注意して下さい。
 - 誤って近隣の民家にボール等が入った場合は、必ず住民の許可を得てから敷地内に入るようにして下さい。
- ※夜間照明が点灯しない等の緊急連絡先：八代市役所（３３－４１１１）

※話し声や騒音等、近隣住民の迷惑にならないよう注意し、使用後は速やかに学校敷地から退場して下さい。

※学校の施設は、毎日教育活動に利用するものです。正しい使い方をお願いします。

※以上の注意を遵守できなかった団体は、以後の使用をお断りする場合があります。